

アジア諸国の親子関係における子の最善の利益に関する国際会議

第1回 離婚後の親権・監護権者決定

日時： 2017年2月6日(月) 10:00-17:00

場所： 名古屋大学 アジア法交流館(2階)カンファレンスルーム

主催： 外国(身分関係)法制研究会

共催： 名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)

助成： 科研費 基盤研究(C)「アジア諸国の親子法にみる『子の最善の利益』概念の再考」

名古屋大学大学院リーディング大学院、シンガポール国立大学 Centre for Asian Legal Studies

使用言語：英語・日本語

2017年1月15日

【趣旨】

1980年に成立した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ奪取条約)」を2014年に日本が批准したことを契機として、日本民法上の離婚後の子の親権者決定について欧米諸国と同様に共同監護制度への転換をすべきとの議論が高まっている。いわゆる親子断絶防止法案と呼ばれる国会への提出が予定されている法案は、養育費確保支援制度と共に国および地方公共団体が行う面会交流に関する相談助言等の努力規定を定める。現在、本法案と併せて検討事項として共同親権制度導入、離婚後の子の居所指定および面会交流が挙げられており、ハーグ奪取条約推進国に倣った法改正をすべきとの主張がなされている。

アジア諸国では、ハーグ奪取条約への加盟は進んでいない。涉外事件と国内事件を区別するとの前提で日本も批准に踏み切ったが、日本国内での議論は先進的な欧米の制度を導入すべきとの観点が強く、アジア諸国の多くが日本法と同様に離婚後の親権につき単独親権制度を採り、ゆえにハーグ奪取条約の前提がなじまないという視点が共有されてこなかった。数少ないハーグ条約加盟国であるシンガポールおよび日本と、当面単独親権制度が維持されハーグ奪取条約に加盟する予定のないインドネシアおよびマレーシアの専門家と共に、アジア諸国における親子関係のあり方、親権・監護権・面会交流権のあり方に関する情報交換を行い、アジアにおける離婚後の親子関係の上での「子の最善の利益」の実現につき検討することを目的として本会議を開催する。本会議は午前の部は日本語、午後の部は英語(同時通訳付)で開催する。

【プログラム】

2017年2月6日(月曜日)

09:30 開場・受付開始

10:00-10:10 開会挨拶 小畑 郁(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 教授)

10:10-10:30 趣旨説明 伊藤 弘子(名古屋大学大学院法学研究科 特任准教授)

10:30-11:30 「日本法」 小川富之(福岡大学法科大学院 教授)

11:30-13:00 昼食

13:00-13:40 「インドネシア」 Dr. Euis Nurlaelawati (State Islamic University, Senior Lecturer)

13:40-14:20 「マレーシア」 Dr. Mogana Sunthari Subramaniam (Nagoya University, Former Invited Associate Professor)

14:20-15:00 「シンガポール」 Dr. Chan Win Cheong (National University of Singapore, Associate Professor)

15:15-16:30 質疑応答

16:30-16:50 総括

16:50-17:00 閉会挨拶

2月7日のセミナーについては、6日当日に詳細を御案内します。

資料準備の都合上、参加希望の方は次のサイトから登録をお願いいたします。

<https://goo.gl/forms/clISufafcumfmRRt1>